

令和7年度 年次事業評価書 (評価対象年度: 令和6年度)

施設名: 上納池スポーツ公園

概要	施設所在地・所管課		日進市浅田町西田面155番地1	所管課: 学び支援課
	設置目的		都市公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。	
	指定期間・選定方法		令和4年4月1日 ~ 令和9年3月31日	選定方法: 公募
	指定管理者	所在地	名古屋市名東区猪高台1丁目1316番地	
		団体名・代表者	ハマダスポーツ企画株式会社 代表取締役 濱田 英之	

	令和5年度	令和6年度	前年度比
指定管理料(市委託料)	23,351千円	22,927千円	98.2%
利用料金収入	10,101千円	10,978千円	108.7%
施設利用者数	58,397人	60,987人	104.4%

分類	評価項目	評価基準	評価点 (5~1点)
共通評価事項	1 法令等遵守	法令、条例、業務仕様書等に基づき、必要な施設の維持管理、点検、報告等が適切に行われている。	4 点
	2 清掃業務	業務仕様書に基づき、清掃業務・維持管理が、適切に行われている。	4 点
	3 保安警備業務	業務仕様書に基づき、保安・警備業務が、適切に行われている。	4 点
	4 業務の委託	第三者への委託の内容は、事前に市の承認を受けており、適切に行われている。	4 点
	5 業務記録	業務日誌及び点検、修繕等の履歴を適切に整備し、保管している。	4 点
	6 職員の配置	必要な資格、経験を有するものなど、事業計画書に即し、人員を過不足無く配置している。また、従業員の労働条件、賃金水準が、適正に確保されている。	4 点
	7 職員研修	施設の設置目的達成のために必要な研修・教育が、適切に行われている。	4 点
	8 個人情報保護	利用者の個人情報を保護するための対策を適切に講じられている。	4 点
	9 緊急対応	事故、災害等の緊急時の連絡体制が確保され、また、マニュアルが整備されている。	5 点
	10 施設利用の状況	利用者数や施設の稼働率は、前年度の実績等に比べて適切、妥当な水準にある。	5 点
	11 利用促進業務	施設の設置目的に応じた効果的な営業・広報活動が適切に行われ、その効果が認められる。	4 点
	12 利用者支援業務	施設利用者が円滑に活動できるように、必要な指導・助言が適切に行われている。	4 点
	13 モニタリング	利用者の意見を把握し、それらを反映させる取組が適切に行われている。また、事業報告書等による市への報告・説明が、適切に行われている。	4 点
	14 自主事業	施設の目的に沿った自主事業が、適切に行われている。	4 点
	15 収支の状況	利用料収入は、前年度の実績等に比べて適切、妥当な水準にある。	4 点
	16 予算執行	施設の事業収支は、適切な手続きに沿って執行されている。	4 点
特記事項		標準点(4点)を上回る評価をした項目と理由	【9 緊急対応】 災害用備蓄スタンドを自社で導入するなど、災害を見据えた行動ができています。 【10 施設予約の状況】 施設利用者及び稼働率も前年度を上回っており、これまで使用が少なかった13時~15時区分での利用を獲得できています。また、テニスコートの稼働率も減少することなく、高い水準を保っている。
		標準点(4点)を下回る評価をした項目と理由	
		その他特記事項	なし
		(施設所管課) 改善に向けた助言等の内容	定員に対して参加者数が少ない自主事業については、SNS等を活用し、参加者増加に取り組まれない。

個別評価事項（設置目的に応じた内容）	1 管理運営	施設の指定管理業務に関し、経費を効率的に低減するための取り組みがなされている。		5	点
	2 安全対策	日常の事故防止などの安全対策が適切に実施されている。		4	点
	3 地域との連携	地域や関係団体等との連携や協働が図られている。		4	点
	4 行政協力	市行事に協力している。		4	点
	特記事項	標準点(4点)を上回る評価をした項目と理由	【1 管理運営】 剪定作業で出た樹木をウッドチップにし、培養土として花壇の土に再利用している点は、ゴミの削減に努めることで環境に配慮した取り組みを行っている。 また、空調の利用について、利用者向けにマニュアルを作成し、トラブルの未然防止、コスト削減に務めた。		
標準点(4点)を下回る評価をした項目と理由					
その他特記事項		なし			
(施設所管課)改善に向けた助言等の内容		不要照明の消灯や水道の適正流量化に取り組んでいただいているが、使用量としては増加傾向にあるため、引き続き改善に向けて努力されたい。			
総評	課題点に対する取組状況 ※昨年度指摘した課題は解消されたか。				合計
		利用者が少ない時間帯(13-15時)に施設の空き状況をブログに載せたり館内に掲示することで無駄なく施設利用ができるよう工夫されており、実際に状況が改善されている。 また、除草作業に関して、実施状況を調整することで、景観の保持、近隣住民との関係構築ができています。			83 点
	一年間の総評 ※点数では表すことができない、指定管理者の管理運営業務における創意工夫や改善等を幅広く記載する。	施設職員の意識が高く、傷病、苦情、事故、施設破損などのクレーム等も1件もなかった。問題が起きてても指定管理者自らが考え、解決にあたった成果であると思われる。 施設利用においては、近隣施設の閉館状況を早期に捉え、稼働率の増加に繋げることができていた。			総合判定 A

判定基準	5点…期待する水準を大幅に満たし、優良な管理を行っている。
	4点【標準点】…期待する水準を満たし、良好な管理を行っている。
	3点…基本協定書等の内容は遵守されているが、これを上回る部分がなく課題の解消が必要な部分がある。
	2点…基本協定書等の内容を一部下回るものがあり、改善に対する課題がある。
	1点…管理運営が適切に行われたとは認められず、抜本的な改善を要する。

総合評価基準	S【優良】合計85点以上…期待する水準を大幅に満たし、優良な管理を行っている。
	A【良好】合計70点～84点…期待する水準を満たし、良好な管理を行っている。
	B【適正】合計60点～69点…一部に課題の解消が必要な部分があるが、概ね妥当である。
	C【改善】合計50点～59点…期待する水準を満たす状況になく、改善が必要である。
	D【抜本的改善】合計49点以下…期待する水準を大幅に満たしておらず、抜本的な改善が必要である。